

●香川県選挙管理委員会告示第18号

平成25年3月10日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）において、香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。ただし、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和49年香川県条例第41号）又は同条例に基づく規則による行為、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）又は同条例に基づく規則による行為、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による行為及び同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定による行為を取り扱う場所は、高松市番町4丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局とする。

平成25年3月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

丸亀市大手町2丁目 丸亀市役所内 丸亀市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会丸亀地方事務局）

ただし、3月1日午前10時までは、丸亀市役所本館5階第2会議室